

平成25年度第1回独立行政法人森林総合研究所本所入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成25年12月25日(水) 森林総合研究所特別会議室	
委員	鬼沢 浩志(一般財団法人建築保全センター参事)、遠藤 隆志(一般財団法人公会計研究協会参与)、二井矢 旬子(弁護士)	
審議対象期間	平成24年11月1日～平成25年10月31日	
対象案件	総件数:25件(抽出案件:4件)	
	工 事	業 務
	抽出案件・(抽出の理由)	発注工事一覧表及び発注業務一覧表の中から、以下の工事及び業務を抽出。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム育種研究施設改修工事(建築・電気工事、不落随契、一者応札) ・本所自動火災報知設備更新工事(消防施設工事、高落札率、契約額が高額) ・本所研究本館南棟耐震改修工事(建築工事、契約額が最大、低入札価格調査実施) ・本所研究本館南棟耐震改修工事外2件設計業務(測量・建設コンサルタント等業務の中で契約額最大)
一般競争入札	15(2)	4(1)
随意契約	2(1)	4(-)
(議事) ① 委員長の互選 ② 抽出事案に係る説明、審議 ③ 委員会による具申、勧告について		
議事概要	委員からの意見・質問	森林総合研究所の回答
①委員長の互選	委員の互選により、鬼沢委員が委員長に選出された。	
「工事種別毎の入札参加状況」を説明。	工事实績・技術者の配置条件の緩和が一者応札の減少に影響しているとの分析であるが、具体的な緩和策はなにか。 工事により格付けの緩和に差があるが、ルール化することはできないか。	工事实績については、施工実績規模を低めに設定し、技術者の配置では、現場の距離10km以内は技術者を兼務できることとした。 ケースバイケースで、下位の等級まで広げることの適否を入札審査委員会で審査を行っている。ルール化を議論したことはあるが、今のところ個別に判断せざるを得ないと考えている。
②抽出事案に係る説明、審議 抽出案件(工事3件、業務1件)について資料により概要説明。	【ゲノム育種研究施設改修工事】 再度公告において予定価格を見直しているが、どこの部分がポイントになったのか。 当初の入札公告の競争参加資格では、「建築一式工事」となっていたが、再度公告で「電気工事」も加えた理由はなにか。 人工気象室を単独で発注した方が安価であり、メンテナンス等を考えるとメーカー直接の方法が良いのではないか。 【本所自動火災報知設備更新工事】 既存の設備は定期的に更新することになっているのか。	不落になった原因を工事内訳書で確認したところ、特殊な機器の組立価格が積算した価格を大きく上回っていたため、メーカーから再度見積書を徴取するとともに、割引率を調査した。 聞き取り調査において、電気工事業者も施工可能との情報を得たため、入札参加者が増えるよう参加資格を拡大したもの。 庁舎の一部を改変する必要があるため、全体の施工を一者が責任を持って進めることが効率的と判断した。 本件については、昭和50年に設置して以来更新はしていない。以前からメーカー、つくば市、国土交通省から更新するよう指摘があり、予算要

	<p>予定価格の積算にあたり、A等級のメーカー3者から見積書を徴取しているが、参加資格を広げるのであれば、B等級のメーカーからも徴取する必要があったのではないか。</p> <p>【本所研究本館南棟耐震改修工事】</p> <p>低入札価格調査を実施しているが、指名停止を受けた業者の場合、そのことを調査項目としないのか。</p> <p>当初はA等級とし、再度公告ではB等級も加えている。先ほどの消防設備は最初からA・B等級としており統一感がないのでは。</p> <p>【本所研究本館南棟耐震改修工事外2件設計業務】</p> <p>特になし。</p> <p>【その他】</p> <p>つくばは研究所が多い特殊なエリアなので、技術者の配置要件を緩和することによって、今後は増えそうな感覚はあるか。</p>	<p>求を行っており、この度予算化されたもの。</p> <p>今後はそのように対処したい。</p> <p>指名停止を受けていたのは、工事の施工に関し、施工不良を生じさせたことによるものであるが、この点について検討し、業者の体質ではなく、本件について同様の事態とはならないと判断をした。なお、官公庁発注業務の成績状況に、その点を含めて記載すべきであった。</p> <p>消防設備に関してはA等級だけでは参加業者が少ないだろうと想定して最初から広げた。本件は、規模が大きく、発注時期も早かったことから、A等級のみと判断したが、不調となった結果を踏まえ、応札者を増やすためにランクを広げたもの。</p> <p>要件を緩和することにより技術者配置の困難さは解消できると考えている。</p> <p>応札者を増やすための等級拡大に一定の規律性がなくて良いのかのご意見について、一律で決めることは難しいが、検討させていただきたい。また、予定価格積算にあたり等級を広げた場合の見積書の徴取、指名停止を受けた業者の適格性を示す理由の詳細な記載、等級を安易に広げないといった助言を踏まえながら契約の適正化に努めて参りたい。</p>
<p>③委員会による具申、勧告</p>	<p>なし</p>	